

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 17 年 1 月 25 日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

行田市長 横田 昭夫

平成 16 年 8 月 29 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

計画本文

- 4 構造改革特別区域の特性
- 5 構造改革特別区域の意義
- 6 構造改革特別区域の目標

別紙

- 4 特定事業の内容
- 5 当該規制の特例措置の内容

2 変更事項の内容

別表のとおり

「浮き城のまち人づくり教育特区」構造改革特別区域計画の変更事項の内容

下線部が変更・追加した部分

変更前	変更後
<p>4 構造改革特別区域の特性 これらの教育的風土や成果をもとに、本市は、平成16年度から、新たな施策として、本市独自の財源措置により常勤講師を任用することにより、小・中学校のそれぞれの学校段階の始期である小学校1・2学年並びに中学校1学年において少人数学級編制(30人学級)の取組を推進していく。</p> <p>5 構造改革特別区域の意義 本市では、小・中学校のそれぞれの学校段階の始期である小学校1・2学年及び中学校1学年において少人数学級編制(30人学級)を行うことで、従来の40人学級編制では困難であった次の課題が解決でき、確かな学力の向上、基本的な生活習慣の育成にとって極めて効果的であると考えている。</p> <p>6 構造改革特別区域の目標 2. 具体的な取組としては、平成16年度から「小学校1・2学年及び中学1学年において少人数学級(30人学級)を編制し、少人数指導を徹底して行う」ことである。以下は小学校1・2学年、中学校1学年において少人数学級編制を行う理由である。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性 これらの教育的風土や成果をもとに、本市は、平成16年度から、新たな施策として、本市独自の財源措置により常勤講師を任用することにより、小・中学校のそれぞれの学校段階の始期である小学校1・2学年並びに中学校1学年において少人数学級編制(30人学級)の取組を推進していく。 <u>さらに、平成17年度は中学校2学年、平成18年度は中学校3学年にも少人数学級編制(34人学級)を導入するものである。</u></p> <p>5 構造改革特別区域の意義 本市では、小・中学校のそれぞれの学校段階の始期である小学校1・2学年及び中学校1学年において少人数学級編制(30人学級)、<u>さらに、中学校2・3学年での少人数学級編制(34人学級)</u>を行うことで、従来の40人学級編制では困難であった次の課題が解決でき、確かな学力の向上、基本的な生活習慣の育成にとって極めて効果的であると考えている。</p> <p>6 構造改革特別区域の目標 2. 具体的な取組としては、平成16年度から「小学校1・2学年及び中学1学年において少人数学級(30人学級)」、<u>平成17年度は中学校2学年、平成18年度は中学校3学年にも少人数学級(34人学級)を編制し、少人数指導を徹底して行う</u>」ことである。以下は小学校1・2学年、中学校1学年、<u>及び中学校2・3学年</u>において少人数学級編制を行う理由である。</p> <p>「<u>中学校1学年</u>」以下に追加 <u>中学校2・3学年</u> <u>平成16年度から小学校1・2学年及び中学1学年において少人数学級編制(30人学級)を実施してきたが、特に</u></p>

中学校1学年の30人学級においては次のような効果がみられてきた。

落ち着いた教育環境の中で生徒の目もよく行き届き、学習環境が充実している。

人数が少ない割にクラスに活気や団結力がある。

いじめや不登校が激減した。

特に、市教育委員会事務局職員が参加した市内中学校の保護者懇談会では、次のような声が保護者の多くから寄せられた。

「1年生の入学前には、不登校気味の子どもが10人もいたのに、今はいない。合唱コンクールで、1年生は人数が少ないのに他学年に比べて大変よく声が出ていた。」

「先生が目が子ども一人一人に行き届く。上の子どもは授業中指される回数が1回あるかないかだったが、1年生の子どもは授業中よく指されている。先生が本当によく見ている。」

「理科の時間、実験室が大変に広く使え、皆が実験に参加できる。これまで苦手だった理科が楽しくなってきた。ノートを書く習慣が格段に良くなった。」

このような、1学年の学習面、生活面の良い状態を維持・発展していくために、さらに少人数学級を継続していくことが有効と考え、従来の40人の学級編制にもどることなく、中学校2・3学年は段階的に少人数学級(34人)編制を行うこととした。

4. また、各学校において、学級担任を含めた責任と権限をもつ常勤職員が増えることによって、少人数学級でのきめ細かな指導のもと、子どもと地域、学校と地域との連携を一層深めることを目的に、小学校の1・2学年の生活科や中学校1学年の社会科や総合的な学習の時間での郷土学習(行田の歴史・行田の地域調査)、さらに中学1学年を主体とした市内企業等における3日間の職場体験学習など、子どもが「地域を学ぶ、地域で学ぶ」ふるさとの学習をより充実することが

4. また、各学校において、学級担任を含めた責任と権限をもつ常勤職員が増えることによって、少人数学級でのきめ細かな指導のもと、子どもと地域、学校と地域との連携を一層深めることを目的に、小学校の1・2学年の生活科や中学校の社会科や総合的な学習の時間での郷土学習(行田の歴史・行田の地域調査)、さらに中学生の市内企業等における3日間の職場体験学習など、子どもが「地域を学ぶ、地域で学ぶ」ふるさとの学習をより充実することが可能となる。これによ

可能となる。これにより、本市のもつ教育資源を有効に活用し、ふるさと行田に対する郷土愛や夢や希望を育む教育を展開するものである。

5. 平成16年度市費負担常勤講師配置計画は、以下のとおりである。

平成15年5月1日現在

小学校

市費負担 常勤講師 配置予定 校	1学年の児童数		2学年の児童数		学級数の増加に伴う市費負担常勤講師の数
	標準学級編制による学級数	30人学級による学級数	標準学級編制による学級数	30人学級による学級数	
東小学校			75名		1
			2学級	3学級	
西小学校			109名		1
			3学級	4学級	
中央小学校			91名		1
			3学級	4学級	
南小学校	73名		63名		2
	2学級	3学級	2学級	3学級	
北小学校	80名				1
	2学級	3学級			
太田西小学校			62名		1
			2学級	3学級	
泉小学校	113名		76名		2
	3学級	4学級	2学級	3学級	
増加学級数	3学級		6学級		9名

り、本市のもつ教育資源を有効に活用し、ふるさと行田に対する郷土愛や夢や希望を育む教育を展開するものである。

5. 平成17年度市費負担常勤講師配置計画は、以下のとおりである。

平成16年12月1日現在

小学校

市費負担 常勤講師 配置予定 校	1学年の児童数		2学年の児童数		学級数の増加に伴う市費負担常勤講師の数
	標準学級編制による学級数	30人学級による学級数	標準学級編制による学級数	30人学級による学級数	
東小学校	64名				1
	2学級	3学級			
西小学校	101名		94名		2
	3学級	4学級	3学級	4学級	
南小学校	61名		72名		2
	2学級	3学級	2学級	3学級	
北小学校	70名				1
	2学級	3学級			
太田西小学校	63名				1
	2学級	3学級			
泉小学校			102名		1
			3学級	4学級	
増加学級数	5学級		3学級		8名

中学校

市費負担 常勤講師 配置 予校	1学年の生徒数		学級の 数増に 伴う 市費 負担 常勤 講師 の数
	標準学級 編制に よる 学級数	30人 学級に よる 学級数	
忍中 学校	168名		1
	5学級	6学級	
行田 中 校	109名		1
	3学級	4学級	
長野 中 校	213名		2
	6学級	8学級	
見沼 中 校	72名		1
	2学級	3学級	
太田 中 校	91名		1
	3学級	4学級	
西中 学校	177名		1
	5学級	6学級	
増 加 学 級 数	7学級		7名

学級編制は、埼玉県教育委員会による、埼玉县市町村立小・中学校学級編制基準及び埼玉县市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準に基づき決定されるが、市独自で小学校1・2学年並びに中学校1学年において学級編制の弾力化を行い、30人以下学級を実現するものである。1学級の児童・生徒数が以下に当てはまる場合は、県の配当基準によらない学級編制を行い、学

中学校

市費負担 常勤講師 配置 予校	1学年の生徒数		2学年の生徒数		学級の 数の 増加 に伴 う市 費負 担常 勤講 師の 数
	標準学 級編 制に よる 学級 数	30人 学級に よる 学級 数	標準学 級編 制に よる 学級 数	34人 学級に よる 学級 数	
忍中 学校	133名		160名		2
	4学 級	5学 級	4学 級	5学 級	
行田 中 校			114名		1
			3学 級	4学 級	
長野 中 学 校	194名		193名		2
	5学 級	7学 級	5学 級	6学 級	
見沼 中 学 校	69名		74名		2
	2学 級	3学 級	2学 級	3学 級	
西中 学校	147名		177名		2
	4学 級	5学 級	5学 級	6学 級	
増 加 学 級 数	5学級		5学級		9名

平成16年度より、埼玉県の学級編制は、小学校1学年は1学級35人を超えるとき、小学校2学年及び中学校1学年は、1学級38人を超えるとき、県で基準外配当教員を1名配当し、学級増を同意することとなった。長野中学校1学年は194名であり、埼玉県の学級編制の基準により県の

級を増加する。

31名～40名, 61名～80名, 91名～
114名, 121～151名, 181名～
211名, 241名～271名

印は、埼玉県の学級編制の弾力化（小学校1・2学年並びに中学校1学年において、1学年3学級以上で1学級38人を超える学校は、県で基準外配当教員を1名配当し、学級増を同意する）に基づき算定した数字である。

平成17年度見込み（平成15年5月1日現在で試算）では、小学校では8学級の増（8名の市費負担常勤講師）、中学校は4学級の増（4名の市費負担常勤講師）となる。平成18年度は、小学校では10学級の増（10名の市費負担常勤講師）、中学校は5学級の増（5名の市費負担常勤講師）となる見込みであり、学級数に応じた市費負担常勤講師（平成17年度は12名、平成18年度は15名）を雇用していくこととしている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（3）地域の人材育成の効果

学校における教職員の増加に伴い、小学校の1・2学年の生活科や中学校1学年の社会科や総合的な学習の時間での郷土学習（行田の歴史・行田の地域調査）、さらに中学1学年を主とした市内企業等における3日間の職場体験学習など、少人数学級でのきめ細かな指導のもと、子どもが「地域を学ぶ、地域で学ぶ」ふるさとの学習がより充実することができる。子どもと地域の結びつきがより深まり、「浮き城のまち」を担う自覚が生まれてくることを期待できる。また、地域の人々が教育に関わることで、地域の教育力が向上するとともに、「浮き城のまち」を愛し理解することができる人材育

基準外配当教員が1名配当されるため、市費負担常勤講師の数は、実際の増加する10学級から1減の9名としたものである。

平成17年度見込み（平成16年12月1日現在で試算）では、小学校で8名、中学校は9名の市費負担常勤講師を任用見込みである。平成18年度は、小学校では7名、中学校は13名の市費負担常勤講師を任用見込みである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（3）地域の人材育成の効果

学校における教職員の増加に伴い、小学校の1・2学年の生活科や中学校の社会科や総合的な学習の時間での郷土学習（行田の歴史・行田の地域調査）、さらに中学生を主とした市内企業等における3日間の職場体験学習など、少人数学級でのきめ細かな指導のもと、子どもが「地域を学ぶ、地域で学ぶ」ふるさとの学習がより充実することができる。子どもと地域の結びつきがより深まり、「浮き城のまち」を担う自覚が生まれてくることを期待できる。また、地域の人々が教育に関わることで、地域の教育力が向上するとともに、「浮き城のまち」を愛し理解することができる人材育成につな

成につながるものとなる。

別紙

4 特定事業の内容

(4) 事業の内容

市費負担の常勤講師を任用し、市内の小学校1・2学年及び中学校1学年において、少人数学級編制(30人学級)を行う。平成16年度は16名、平成17年度は12名、平成18年度は15名を任用予定とする。

5 当該規制の特例措置の内容

5.(以下略)

6.そのために、市町村立学校職員給与負担法の特例を導入することにより、市町村立学校職員給与負担法に基づき埼玉県が給与等を負担すべき常勤教職員の配当定数を超える部分である、平成16年度から、小学校1・2学年並びに中学校1学年における少人数学級(30人学級)実施に伴い必要となる担任相当分の常勤講師を、本市が給与等人件費を負担して任用しようとするものである。

がるものとなる。

別紙

4 特定事業の内容

(4) 事業の内容

市費負担の常勤講師を任用し、市内の小学校1・2学年及び中学校1学年において、少人数学級編制(30人学級)を行う。さらに、平成17年度は中学校2学年、平成18年度は中学校3学年にも少人数学級編制(34人学級)を導入するものである。

5 当該規制の特例措置の内容

「4」の次に「5」を追加

5.さらに、中学校1学年の少人数学級(30人学級)における効果を、維持・発展させるために段階的に中学校2・3学年の少人数学級編制(34人学級)を行う。

6.(以下略)

7.そのために、市町村立学校職員給与負担法の特例を導入することにより、市町村立学校職員給与負担法に基づき埼玉県が給与等を負担すべき常勤教職員の配当定数を超える部分である、平成16年度から、小学校1・2学年並びに中学校1学年における少人数学級(30人学級)、さらに、平成17年度の中学校2学年、平成18年度の中学校3学年の少人数学級(34人学級)編制実施に伴い必要となる担任相当分の常勤講師を、本市が給与等人件費を負担して任用しようとするものである。